

特別情報提供事業実施要綱

1 趣旨

中小企業等によりよい情報を提供するために、昭和 63 年 4 月 1 日から特別情報提供事業を実施する。

本趣旨に賛同するものを会員とし、各種情報の提供を行う。

2 資格

財団法人三重県産業支援センター（以下「支援センター」という。）の実施する情報提供事業に賛同するものを会員とする。入会は、随時とし毎年度会費を納入するものとする。

ただし、加入年度については、加入月に応じて月割りで納入するものとする。

3 会員の申込み

(1) 会員になろうとするものは、会員入会申込書（以下「申込書」という。様式第 1 号）に必要な事項を記載し、支援センターに申し込むものとする。

(2) 支援センターは、会員台帳により、会員管理を行うものとする。

(3) 会員は、第 1 項に規定する申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその変更内容を支援センターに届け出るものとする。

4 会費

1 口年間 12,000 円とし、支援センターの請求により支払うものとする。

5 会員に対するサービス

(1) 情報提供

ア 刊行物の送付（情報誌「M I E S C」）

イ インターネット情報検索（ID・パスワードを発行し、企業情報を検索）

ウ 視聴覚教材（VTR、DVD等）の郵送貸出

エ 図書、資料の郵送貸出

オ その他各種資料等の提供

(2) その他

カ 支援センターホームページへのバナー広告の割引

キ 情報誌「M I E S C」への広告掲載の割引

6 会員の脱会

(1) 会員が脱会を希望する場合は、脱会する旨を記した書類により、支援センターに届け出るものとする。その場合においては、会費は返却しないものとする。

(2) 支援センターが定めた会費納入期日までに会費の納入がない場合、支援センターは、その会員を退会させることができる。

附 則

1 この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 3 年 3 月 1 日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成 22 年 8 月 2 日から施行する。